

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵友会（以下「法人」という。）の組織運営に関し必要な事項を定める。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、横浜市中区千歳町1番地10に置く。

(組織図)

第3条 この法人の組織図は、別表 に定める。

(組織事務分掌)

第4条

- 1 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 役員及び会計監査人の選任または解任に関する事。
  - (2) 役員の報酬等に関する事。
  - (3) 顧問の委嘱の同意に関する事。
  - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認に関する事。
  - (5) 事業報告、貸借対照表、収支計算書、財産目録の承認に関する事。
  - (6) 定款の変更に関する事。
  - (7) 法人の解散に関する事。
  - (8) 吸収合併契約または新設合併契約の承認に関する事。
  - (9) 残余財産の処分に関する事。
  - (10) 基本財産の処分に関する事。
  - (11) 社会福祉充実計画の承認に関する事。
  - (12) 役員等の責任の免除に関する事。
  - (13) その他評議員会で決議するものとして法令または定款で定められた事項。
- 2 理事会は、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 法人の業務執行の決定に関する事。
  - (2) 評議員会の目的である事項及び厚生労働省令で定める事項に関する事。
  - (3) 評議員会の招集に関する事。
  - (4) 理事長の選定及び解職に関する事。
  - (5) 重要な財産の処分及び譲受けに関する事。
  - (6) 多額の借財に関する事。
  - (7) 重要な役割を担う職員の選任及び解任に関する事。
  - (8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止に関する事。
  - (9) 役員等の責任の免除に関する事。
  - (10) 理事の競業及び利益相反取引についての承認に関する事。
  - (11) 資産管理の方法の決定に関する事。
  - (12) 事業計画書及び収支予算書に関する事。

- (13) 事業報告、貸借対照表、収支計算書、附属明細書、財産目録の承認に関すること。
- (14) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関すること。
- (15) 定款施行細則の決定に関すること。
- (16) その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業に必要な基本的規程の制定及び改廃。
- (17) 経理規程に定める理事会決定事項及び競争入札に関すること。
- (18) その他理事会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

3 監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成する。また、法人の業務及び財産の状況を調査する。

4 事務局は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 事業経営・運営に関すること。
- (2) 事業の調査及び研究に関すること。
- (3) 事業計画並びに事業報告に関すること。
- (4) 予算・決算に関すること。
- (5) 定款その他諸規程に関すること。
- (6) 法人印の管理・保持に関すること。
- (7) 文書の保管に関すること。
- (8) 理事会・評議員会に関すること。
- (9) 総務委員会の庶務に関すること。
- (10) 第三者委員会の庶務に関すること。
- (11) 評議員選任・解任委員会の庶務に関すること。
- (12) 契約事務に関すること。
- (13) 物品の調達に関すること。
- (14) 財産及び物品の管理に関すること。
- (15) 事務局並びにグループホーム、居宅介護事業所、生活支援センター、地域活動支援センター及び就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）が行う事業の調整に関すること。
- (16) 事務局及び事業所が行う会計の統括に関すること。
- (17) 人事管理に関すること。
- (18) 労務管理に関すること。
- (19) 役員等の費用弁償及び職員の旅費に関すること。
- (20) 通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること。
- (21) 行政機関との連絡調整に関すること。
- (22) 県・市社会福祉協議会その他団体等との連絡調整に関すること。
- (23) 所長会議ほか委員会等に関すること。
- (24) 研修に関すること。
- (25) 広報に関すること。
- (26) 業務継続計画に関すること。
- (27) 虐待防止に関すること。
- (28) ハラスメントの防止に関すること。
- (29) その他理事長が必要と認めた事項。

（職制）

第5条 事務局及び事業所に管理監督者として、次の各号の職員を置く。

(1) 事務局に事務局長、事業部長及び事務局次長

(2) 事業所に所長

- 2 理事長が管理体制上必要と認める事業所には、副所長及び主任を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事長の命を受けて事務局及び事業所の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 4 事業部長は、理事長の命を受けて事業所の運営及び業務を支援し、職員を指導、援助する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要に応じて代理する。
- 6 所長は、事務局長及び事業部長の命を受けて事業所の所管事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 7 副所長は、所長を補佐し、必要に応じて代理する。
- 8 主任は、事業所においてリーダー的役割を担う。

(職員)

第6条 職員として常勤職員及び非常勤職員等を置く。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定めるものとする。

附則 この規程は、 年 月 日から施行する。